定　　款

第１章　総　則

（名　称）
第１条　この法人は、一般社団法人全国個人タクシー協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）
第２条　本協会は、主たる事務所を東京都中野区に置く。
２　本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目　的）
第３条　本協会は、会員相互の団結と協力により、全国の個人タクシー事業（一人一車制の一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「個人タクシー事業」という。）の健全な発展を図り、個人タクシー事業者の指導育成を積極的に行い、その資質と自覚を高め、更に関係官庁、その他の機関に協力し、もって安全輸送の確保とサービスの向上を図り、利用者の利益の擁護又は増進を図ることを目的とする 。

（事　業）
第４条　本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)　安全輸送を確保するために必要な事業
(2)　タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業
(3)　事業推進を確保するために必要な適正化高度化事業
(4)　事業者の相互扶助等を図るために必要な事業
(5)　その他本協会の目的を達成するために必要な事業
２　前項各号の事業は、日本全国の個人タクシー事業者が存する地域及び関連地域において行うものとする。

第３章　会　員

（本協会の構成員）
第５条　本協会は、都道府県単位（北海道にあっては運輸支局単位）に一つ組織され

た個人タクシー事業者が組織する団体であって、本協会の目的並びに事業に賛同する団体をもって構成する。
２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）
第６条　本協会の会員になろうとする団体は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
２　会員は、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（１人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
３　指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に届け出なければならない。

（会　費）
第７条　会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める「会費徴収規程」に基づいて会費を納入しなければならない。
２　本協会の運営上、特に必要がある場合は、総会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。
３　既納の会費等は返還しない。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1)　この定款その他の規程等に違反したとき。
(2)　本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　第７条の支払い義務を２カ月以上履行しなかったとき。
(2)　総会員が同意したとき。
(3)　当該会員が消滅し、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第１１条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第４章　総　会

（構　成）
第１２条　総会は、すべての会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

（権　限）
第１３条　総会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
(3)　会員の除名
(4)　定款の変更
(5)　解散及び残余財産の処分
(6)　理事及び監事の報酬等の額
(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）
第１４条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３ヵ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）
第１５条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議　長）
第１６条　総会の議長は、当該総会において、出席会員の中から選出する。

（議決権）
第１７条　総会における議決権は、１会員につき１個とする。

（決　議）
第１８条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項

（書面による議決権の行使）
第１９条　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権を委任することができる。
２　前項の場合における前条の規定の適用については、議決権の行使を委任した会員は出席したものとみなす。

（議事録）
第２０条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事のうちからその総会において選任された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役員等

（役員の設置）
第２１条　本協会に、次の役員を置く。
(1)　理事　３７名以上４６名以内
(2)　監事　３名以内
２　理事のうち１名を会長、５名以内を副会長、１名を専務理事、１０名を支部長とする。
３　前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び支部長をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２２条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長、専務理事及び支部長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び支部長は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
３　会長、副会長、専務理事及び支部長は、毎事業年度に４ヵ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２６条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第２７条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の一部免除又は限定）
第２８条　本協会は、一般法第１１１条第１項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２　本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法第１１３条第１項で定める最低責任限度額とする。

（顧問及び相談役）
第２９条　本協会に、顧問２名以内及び相談役１名以内を置くことができる。
２　顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
３　相談役は、理事会の同意を得て、この業界に通じる事業者のうちから会長が委嘱する。
４　顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
５　顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第６章　理事会

（構　成）
第３０条　本協会に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第３１条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　本協会の業務執行に関する事項の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　会長、副会長、専務理事及び支部長の選定及び解職
(4)　従たる事務所の設置、変更、廃止及び運営等

（招　集）
第３２条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が承認した順位により副会長及び専務理事が理事会を招集する。

（議　長）
第３３条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が承認した順位により副会長及び専務理事がこれに当たる。

（決　議）
第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）
第３６条　本協会の事業年度は、毎年５月１日に始まり翌年４月３０日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３７条　本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　会長は、理事会の決議によって定める会計規程により収支予算書を作成する。従たる事務所を設置したときの従たる事務所の収支予算書作成も同様とする。
３　第１項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第３８条　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　正味財産増減計算書
(5)　財産目録
(6)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に

３年間備え置くものとする。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３９条　この定款は、第１８条第２項の決議によって、変更することができる。

（解　散）

第４０条　本協会は、第１８条第２項の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条　本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　本協会は、剰余金の分配をすることができない。

第９章　事務局

（設置等）

第４２条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。従たる事務所を設置したときも同様とする。

２　事務局には、所要の職員を置く。

３　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議によって会長が別に定める。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第４３条　本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章　補　則

（備付け帳簿及び書類）

第４４条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)　定款
(2)　会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3)　理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
(4)　認可等及び登記に関する書類
(5)　定款に定める機関の議事に関する書類
(6)　財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
(7)　事業計画及び予算に関する書類
(8)　事業報告及び決算に関する書類
(9)　その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

（委　任）

第４５条　この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議によって、会長が別に定める。

附　則（平成２４年７月１２日第３１回通常総会決定）

第１条　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　本協会の最初の会長は、木村忠義とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第３６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則（平成２５年７月２４日第１回定時総会決定）

（会員資格の取得の特例）

第１条　本協会は、特例民法法人である会員が、平成２５年定時総会開催日の属する月の末日までに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律（以下「整備法」という。）に基づく一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人または公益財団法人への移行の登記を完了していない場合は、当該特例民法法人会員が存続中であっても予め当該特例民法法人会員に替わる本協会構成員の候補会員として入会しようとする団体に対する会員資格の取得の手続き及び理事会における承認を行うことができる。

２　前項の承認を受けた候補会員が会員資格を取得するのは、特例民法法人である会員が会員資格を喪失した場合（整備法の規定に基づく移行期間満了の日に解散したものとみなされる場合を含む。）に限るものとする。

３　前項の承認を受けた候補会員が会員資格を取得する日は、特例民法法人である会員が会員資格を喪失した日とする。

（施行期日）

第２条 この定款は、平成２５年７月２４日から施行する。

附　則（令和５年７月２７日第１１回定時総会決定）

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２５年７月２４日から施行する。ただし、次の各号に揚げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２１条第１項第１号の「３７名以上４６名以内」を「３０名以上３９名以内」に改める

令和６年７月２５日から施行

⑵　第２１条第１項第２号の「３名以内」を「２名以内」に改める

令和６年７月２５日から施行